

「発起人趣意書」(要旨) 平成9年6月18日

未曾有の高齢社会が現実のものとなった。

その対応のために介護保険法が成立したが要介護者の要望のすべてを満たすことは、不可能であると言われている。

これらを補うために市民互助の組織の必要性が認識されるようになった。

参加を希望するすべての人に門戸が開かれており、かつ、支援を担う人、受ける人が対等な関係を維持しながら、困ったときはお互いさまの気持で、互いに助け合えることにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的として「たすけあい名古屋」を作った。

施しでない、お仕着せでない、金儲けでない、を理念としている。

「NPO法人趣意書」(要旨) 平成9年7月7日

特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたので、任意団体からNPO法人になるために、愛知県に申請し、認証された。

(発起人趣意書に付加されたことは、)

この団体の設立の目的を達成するためには、機能的に組織された事務局を中心としたボランティア活動を展開することが重要だと認識している。

名古屋市緑区、天白区およびその周辺を対象の区域とし、高齢者への介護、介助、家事、医療機関への送迎等の生活援助と子育ての応援を主とした非営利活動を行うこととした。

その後、理事会は活動の範囲を拡大することについて総会の承認を求め、現在では次の項目が活動の範囲となっている。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) こどもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 職業能力の開発及び雇用機会の創出を図る活動